

気中降下火砕物対策に係る検討について

平成29年9月20日の第38回原子力規制委員会に諮られた、火山影響等発生時の体制整備等に係る措置に関する実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「実用炉規則」という。）の一部改正案については、要求される時期までに対応を図る。

現在の対応状況を以下に示す。

第1表 実用炉規則の一部改正案に関する対応状況

条項	規則（案）	対応状況	
第84条の2 第5項	一	火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な次に掲げる事項を定め、これを要員に守らせること	—
	イ	火山影響等発生時における非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に関すること	気中降下火砕物濃度の環境下において、非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）が機能維持できるように、降灰が予想される場合は、各ディーゼル発電機の吸気フィルタに運転継続しながら取替可能となる着脱式の改良型フィルタを設置することを検討中。
	ロ	イに掲げるもののほか、火山影響等発生時における代替電源設備その他の炉心を冷却するために必要な設備の機能を維持するための対策に関すること	除灰等の運用によって、必要な代替電源設備の機能維持を図る方針で検討中。
	ハ	ロに掲げるもののほか、火山影響等発生時に交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること	電源を必要としない注水手段の確保、及び可搬型SA設備（低圧電源車等）の活用による炉心冷却手段について検討中。